

ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書

内閣府の調査によると、ひきこもり状態にある人は全国で15歳から64歳までの年齢層の約2%に当たる146万人に及ぶと推計され、幅広い世代に及ぶ大きな社会問題となっているが、現状、ひきこもり支援に特化した法律は制定されていない。

「子ども・若者育成支援推進法」や「生活困窮者自立支援法」では、対象者が若年層や生活困窮者に限られているため、法のはざままで適切な支援が受けられず苦しんでいる人が多くいる現状がある。

また、国はひきこもり支援ステーション事業として、自治体のひきこもり支援の体制整備を促進しているものの、一部の市町村の実施にとどまっており、自治体間での格差が生じている。

また、近年頻発化する自然災害等においても周囲とのつながりの希薄さゆえに安全な避難行動がなされず命を守ることが出来なかった事例も報告されている。

ひきこもりは社会全体で取り組むべき重要な課題であり、年齢や経済状況、居住地等にかかわらず誰もが必要な支援を受けられるよう、ひきこもり支援基本法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月18日

甲 府 市 議 会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣
厚生労働大臣